

## 新・退職所得の受給に関する申告書 ～改正点と概要～

2022 年に入って、退職金支給時に受給者から提出を受ける申告書が 2 回改正されています。  
これらの改正点と、新しい申告書の概要を確認します。

### 支給時の源泉徴収事務

退職手当等を支給する際には、原則、源泉徴収事務が発生します。具体的には退職手当等に対して源泉所得税（復興特別所得税を含む。以下同じ）と住民税を計算して差し引き、原則、翌月 10 日までに納める手続等を行います。退職手当等の受給者へは、原則、支給時に支払明細書、退職後 1 ヶ月以内に源泉徴収票・特別徴収票をそれぞれ交付します。

差し引く源泉所得税の計算方法は、「退職所得の受給に関する申告書」の提出があるかないかで、次のとおり異なります。

提出有無	計算方法
提出あり	退職手当等の受給者の勤続年数等に応じた計算式により計算（住民税は未提出でもこの計算を準用）
提出なし	退職手当等に対して 20.42% の税率を乗じて計算

「退職所得の受給に関する申告書」（住民税は「退職所得申告書」として兼用）は、退職手当等の受給者からその支払を受ける時までに支払者へ提出する書類です。この提出を受けた支払者は、提出期限の翌年 1 月 10 日から 7 年間保管し、その間に税務署長から求めがあった場合は税務署へ提出します。

### 申告書の改正

「退職所得の受給に関する申告書」は、2022 年（令和 4 年）1 月と 4 月に改正がありました。いずれも以下の令和 3 年度税制改正に伴い、改正されたものです。

#### (1) 【1 月】勤続年数 5 年以下の者への退職手当等に係る課税の改正

退職所得の金額は、原則、次の算式により計算します。

$$(\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$$

ただし、勤続年数 5 年以下の者の退職手当等（税法上の役員等の立場で受けた退職手当等を除く）について、退職所得控除額を控除した残額が 300 万円を超えるときは、上記算式ではなく、次の算式により退職所得の金額を計算する改正が行われました。この改正は、2022 年 1 月 1 日以後支払われるべき退職手当等からの適用です。

$$[(\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) > 300 \text{ 万円の場合}] \\ 150 \text{ 万円} + (\text{収入金額} - (300 \text{ 万円} + \text{退職所得控除額}))$$

(2) 【4 月】確定拠出年金法改正に伴う改正  
確定拠出年金法が 2020 年に改正され、確定拠出年金における老齢給付金の受給開始時期が、2022 年 4 月 1 日から次のようになりました。

改正前	改正後
加入者資格喪失後の 60 歳から 70 歳までの範囲で選択可	加入者資格喪失後の 60 歳から 75 歳までの範囲で選択可

この改正に伴い、退職所得控除額の特例計算の適用要件の一つ、“その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合の期間”について、次の改正がありました。この改正は、2022 年 4 月 1 日以後に支払を受けるべき確定拠出年金法の老齢給付金として支給を受ける一時金について適用します。

改正前	改正後
14 年内	19 年内

### 新しい申告書

2022 年以降に「退職所得の受給に関する申告書」を作成する場合、①1 月から 3 月まで、②4 月以後、とで異なります。ここでは、②の「退職所得の受給に関する申告書」をもとに概要を確認します。

## 【退職所得の受給に関する申告書 兼 退職所得申告書（2022 年 4 月以後）】

- [A] すべての人が記載します。**  
他に退職手当等の支払を受けたことがなければ、これより下（[B] 以下）の記載は不要です。  
(用語の定義)  
① 特定役員等勤続期間  
…特定役員退職手当等<sup>※1</sup>に係る勤続期間  
② 短期勤続期間  
…短期退職手当等<sup>※2</sup>に係る勤続期間  
③ 一般勤続期間  
…一般退職手当等<sup>※3</sup>に係る勤続期間  
④ 年数…1 年未満の端数切上げ（[B] 以下も同様）  
※1 税法上の役員等としての勤続年数（以下、特定役員等勤続年数）が 5 年以下である人がその特定役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けたもの  
※2 短期勤続年数（税法上の役員等以外の者としての勤続年数が 5 年以下であるものをいい、この勤続年数については、役員等としての勤務期間がある場合はその期間を含む）に対応する退職手当等のうち、特定役員退職手当等以外のもの  
※3 退職手当等のうち、特定役員退職手当等及び短期退職手当等以外のもの
- [B] 次に該当する場合に記載します。[E] も記載。**  
※他の退職手当等に係る源泉徴収票・特別徴収票の写しを添付  
 本年中に他にも退職手当等の支払を受けたことがある場合
- [C] 次に該当する場合に記載します。[E] も記載。**  
 前年以前 4 年内（その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受けている場合には、19 年内）に退職手当等の支払を受けたことがある場合  
※3 月末までは 14 年内
- [D] 次に該当する場合に記載します。**  
 [A] 又は [B] の退職手当等に係る勤続期間のうち、前記支払を受けた退職手当等に係る勤続期間の一部でも過算されている場合
- [E] [B] 又は [C] の記載対象者が記載します。**

すべての人が記載します。  
支払者の法人番号（個人番号）以外を記載します。

参考：国税庁 HP「令和 4 年版 源泉徴収のあらし 退職所得の源泉徴収事務」  
https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/aramashi2021/pdf/05.pdfほか

\*My K o m o n ニュースレターより引用

### セミナー情報

経営計画書の作成で幹部社員の意識が向上！！  
たった 5 年で売上が 7 倍<7 億円>に！  
幹部と一緒に作る！！

### 経営計画書作成セミナー

経営計画を立てると会社が生まれ変わる！  
◎専門家がマンツーマンで丁寧にお教えします！  
◎何でも質問 OK です！

日程 2022 年 05 月 23 日(月)

時間 10 時～17 時（受付 9 時 45 分～）

会場 参加ご希望の方へ改めてご案内いたします

参加料 30,000 円（税抜）【定員 5 社様】

\*おひとり様追加毎に +5,000 円（税抜）となります。

お問い合わせ TEL : 097-529-5757 高山

申し込みフォーム：

[https://docs.google.com/forms/d/1XYv5yxO5tG1SwwU0ziblyPjjL\\_Oe0V0yBgFVw19S7Q/edit](https://docs.google.com/forms/d/1XYv5yxO5tG1SwwU0ziblyPjjL_Oe0V0yBgFVw19S7Q/edit)



## HAPPY BIRTHDAY

4 月 5 日(火) 1 月誕生会  
4 月生まれの方を事務所全員で祝いました。  
所長よりプレゼントの贈呈がありました。



\*\*\*\*\*

Blog と Facebook で事務所の様子や  
職員の日常を紹介しています！  
どうぞご覧ください。



### プロ経営者通信 お問い合わせはこちらへ

ご意見・ご要望等ございましたら、お手数おかけしますがお電話またはメールにてご連絡をお願い致します。

電話 : 097-529-5757 (総務通信担当者宛) メール : soumu@ideasoken.jp